○ 室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(令和元年条例第28号)

後 īΕ 改 Œ 改 前

(給与の支払)

員の報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

(略)

(期末手当)

- 第10条 給与条例第37条から第37条の3までの 規定は、月額パートタイム会計年度任用職員のうち任 期の定めが6月以上かつ定められた1週間の正規の 勤務時間が15時間30分以上の者について準用す る。
- 2 前項の場合において、期末手当の額は、給与条例第 37条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、 若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあって は、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日 現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の 月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現 在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月 額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職 し、若しくはその職を失い、又は死亡した日)におい て月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき 月額報酬」と読み替えるものとする。
- 3 任期の定めが6月に満たない月額パートタイム会 計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め の合計が6月以上に至ったときは、当該月額パートタ イム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第 1項に規定する任期の定めが6月以上の月額パート タイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年 度の末日まで月額パートタイム会計年度任用職員と して任用され、同日の翌日に月額パートタイム会計年 度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未 満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会 計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。) の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の 任期の定めが6月以上の月額パートタイム会計年度 任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第10条の2 給与条例第37条の4の規定は、月額 パートタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが 6月以上かつ定められた1週間の正規の勤務時間が 15時間30分以上の者について準用する。

(給与の支払)

- 第2条 前条の給与とは、パートタイム会計年度任用職 | 第2条 前条の給与とは、パートタイム会計年度任用職 員の報酬及び期末手当をいう。
 - (略)

(期末手当)

- 第10条 給与条例第37条から第37条の3までの 規定は、月額パートタイム会計年度任用職員のうち任 期の定めが6月以上かつ定められた1週間の正規の 勤務時間が15時間30分以上の者について準用す る。
- 2 前項の場合において、期末手当の額は、給与条例第 37条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、 若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあって は、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日 現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の 月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現 在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月 額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職 し、若しくはその職を失い、又は死亡した日)におい て月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき 月額報酬」と読み替えるものとする。
- 3 任期の定めが6月に満たない月額パートタイム会 計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め の合計が6月以上に至ったときは、当該月額パートタ イム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第 1項に規定する任期の定めが6月以上の月額パート タイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年 度の末日まで月額パートタイム会計年度任用職員と して任用され、同日の翌日に月額パートタイム会計年 度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未 満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会 計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。) の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の 任期の定めが6月以上の月額パートタイム会計年度 任用職員とみなす。

(新設)

- 2 前項の場合において、勤勉手当の額は、給与条例第 37条の4第3項中「それぞれその基準日現在(退職 し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡 した日現在。附則第8条第4号において同じ。)にお いて職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月 額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在 (退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月額 パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、 若しくはその職を失い、又は死亡した日) において月 額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額 報酬」と読み替えるものとする。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定の適 用について準用する。この場合において、同条第3項 及び第4項中「第1項」とあるのは、「第10条の2 第1項」と読み替えるものとする。

附則

(略)

(パートタイム会計年度任用職員への移行に係る報 酬の経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の 前日まで法第3条第3項第3号に規定する職員とし て任用されている職員が施行日において引き続き月 額パートタイム会計年度任用職員として任用され、本 条例の適用を受けることとなった場合の給与及び費 用弁償は、当分の間、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の前日に受けていた報 酬 (室蘭市報酬及び費用弁償等に関する条例 (昭和2 2年条例第11号) 第2条第1号に規定する報酬(正 規の勤務時間に対する報酬に限る。) に12を乗じて 得た額が本条例の適用を受けることとなった場合の 月額報酬に12を乗じて得た額に本条例第10条第 1項及び第10条の2第1項により当該月額パート タイム会計年度任用職員に支給される期末手当及び 勤勉手当の額を加算した額に達しないこととなる者 には、その差額に相当する額を支給することができ る。

(略)

附則

(略)

(パートタイム会計年度任用職員への移行に係る報 酬の経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の 前日まで法第3条第3項第3号に規定する職員とし て任用されている職員が施行日において引き続き月 額パートタイム会計年度任用職員として任用され、本 条例の適用を受けることとなった場合の給与及び費 用弁償は、当分の間、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の前日に受けていた報 酬(室蘭市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和2 2年条例第11号) 第2条第1号に規定する報酬(正 規の勤務時間に対する報酬に限る。)に12を乗じて 得た額が本条例の適用を受けることとなった場合の 月額報酬に12を乗じて得た額に本条例第10条第 1項により当該月額パートタイム会計年度任用職員 に支給される期末手当の額を加算した額に達しない こととなる者には、その差額に相当する額を支給する ことができる。

(略) 4

○ 室蘭市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 新旧対照表 (附則第2項関係)

(昭和27年条例第28号)

後 改 īF 改 īF 前 (給与の種類) (給与の種類)

務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第 1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公 務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第 1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下

「職員」という。)の給与は、給料、休職給、諸手当 及びその他の給与とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の 2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与 は報酬、期末手当及び勤勉手当とする。
- (略)

「職員」という。)の給与は、給料、休職給、諸手当及 びその他の給与とする。

- 2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与 は報酬及び期末手当とする。
- (略)

○ 室蘭市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (附則第3項関係)

(平成4年条例第3号)

改正	後	<i>改 正 前</i>
の基準日に育児休業をして	第1項に規定するそれぞれ こいる職員 日以前6箇月以内の期間に	2 結与条例第37条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。) のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係